

「ストップ金密輸」緊急対策について

金密輸対策プロジェクトチーム（関税局調査課 課長補佐 金山 茂明）

1 はじめに

近年、消費税の脱税を目的とした金の密輸が急増しており、国内においても、金を巡る強奪事件などが発生し、社会的に大きな問題となっている。

財務省関税局では、このような事態に対処するため、局内横断的なプロジェクトチームを組織し、議論を重ねたうえで、今般、『「ストップ金密輸」緊急対策』*1（以下、「緊急対策」という。）を策定して、総合的な対策をとることとした。なお、本緊急対策は、11月7日に開催の臨時税関長会議において、うえの財務副大臣から各税関長に対して指示した後に公表された。本稿では、本緊急対策の概要を中心に紹介する。

2 税関における金密輸入の摘発等の状況

税関では、金の密輸事件の摘発が頻発しており、取締りを強化し、摘発した場合には厳正に対処している。金密輸の仕組みの例は、図1に示すとおりであるが、例えば、2,500万円*2の金を密輸した場合、入国時に税関に支払うべき消費税額

写真 うえの副大臣による臨時税関長会議での訓示の様様



相当分（200万円）を脱税し、金買取店に消費税込みの価格（2,700万円）で売却すると利益が得られることとなる。

税関において、平成28年に金の密輸入を摘発した件数は811件であり、押収量は約2.8トンにのぼるが、密輸摘発は増加の一途であり、平成29年1～9月までにおいても摘発件数が976件、押収量が約4.5トンと平成28年の年間摘発件数、押収量を既に上回っている。

なお、緊急対策と同日に公表した平成28事務年度（平成28年7月～翌年6月）における関税等脱税事件の処分結果*3から、金密輸の傾向を見てみると、図2～4のようになる*4。ただし、最近では、クルーズ船旅客による密輸や商業貨物による密輸が増加しており、さらに航空機やクルーズ船の乗務員等による密輸、洋上での取引を行う手口も見られるようになってきている。

このように、摘発件数が増加しているだけでなく、隠匿手口が巧妙化し、密輸形態、仕出し地、犯則者の国籍が多様化しているとともに、大口化も見られている。これらの状況から、単なる個人が密輸を図ることにとどまらず、多くの場合は、組織的に密輸が企てられていることがうかがえる。

これまで述べたように、密輸摘発が急増していることなどを踏まえれば、残念ながら税関が摘発しているのは氷山の一角であり、相当程度の密輸による利益が犯罪組織などに流れているおそれがあると考えられる。税関としては、このような状況を看過できないと考え、金密輸を阻止するための緊急かつ抜本的な対策を策定し、着実な実行に向けて取組むこととしたところである。

*1) 全文については、http://www.customs.go.jp/mizugiwa/gold/20171107_gold01.pdfを参照。

*2) 金の価格は約500万円/kgと仮定している。

*3) 詳しくは、「平成28事務年度における関税等脱税事件に係る犯則調査の結果」（http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/collection/ka20171107a.htm）を参照。

*4) 税関で処分した事案は参考（1、2）を参照。

図1 金地金密輸の仕組み（例）

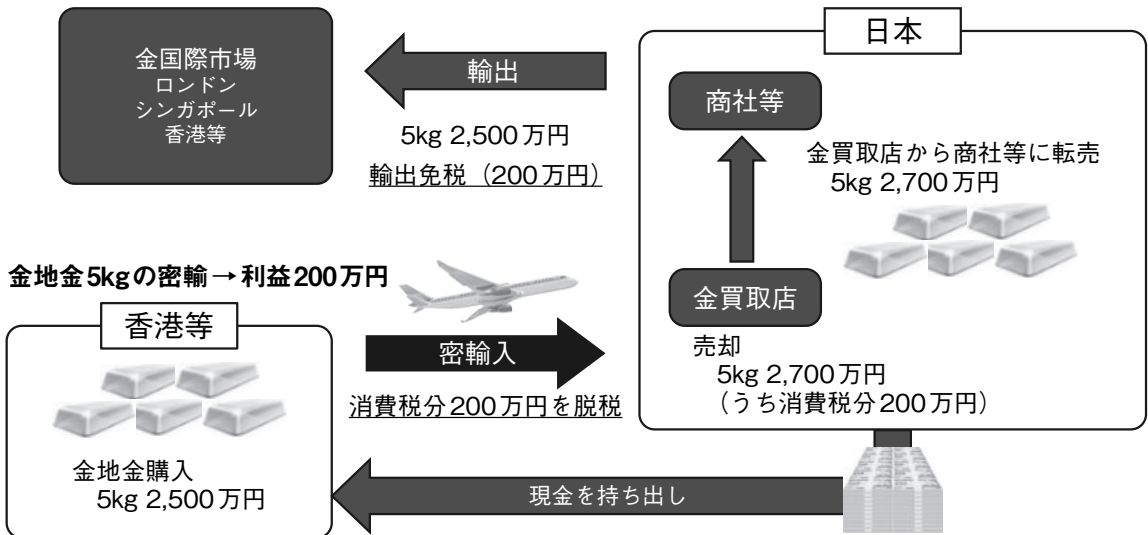
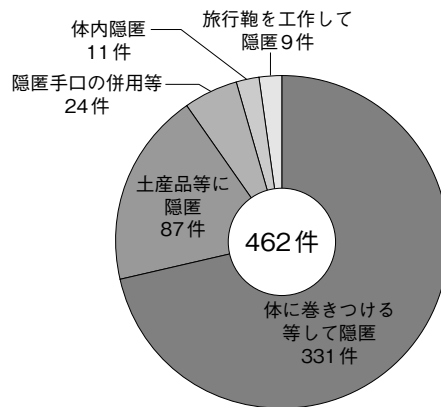


図2 隠匿手口別処分件数（航空機旅客）

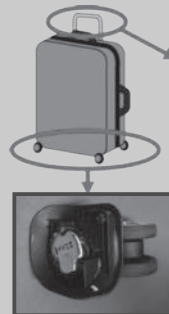


巧妙な隠匿手口



粘着テープで足の裏に貼り付けて隠匿

ブレスレットやベルトのバックルに偽装



キャスターやハンドル部分に隠匿

最近では、航空機内や船舶内への隠匿、また単純な金の延べ棒状のものだけではなく、上記のようなブレスレットやベルトのバックル等に加工・偽装して密輸しようとする手口も見受けられる。

図3 密輸仕出地別処分件数

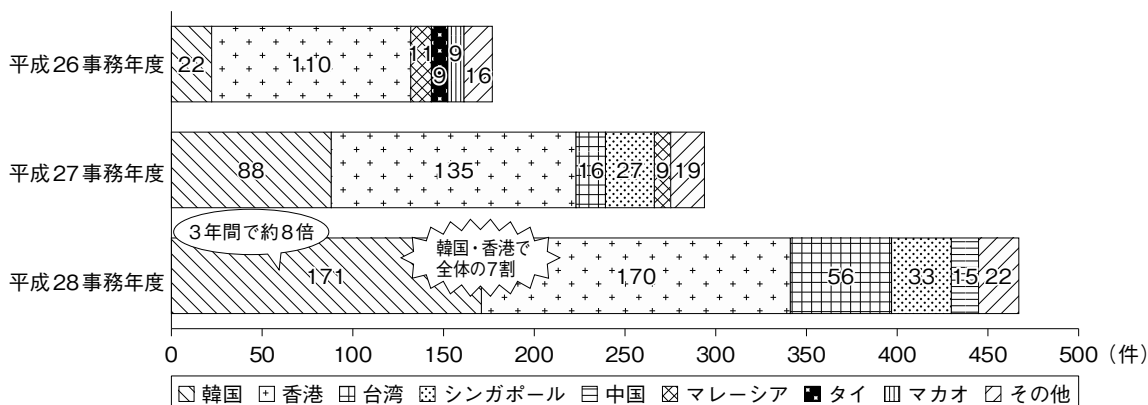
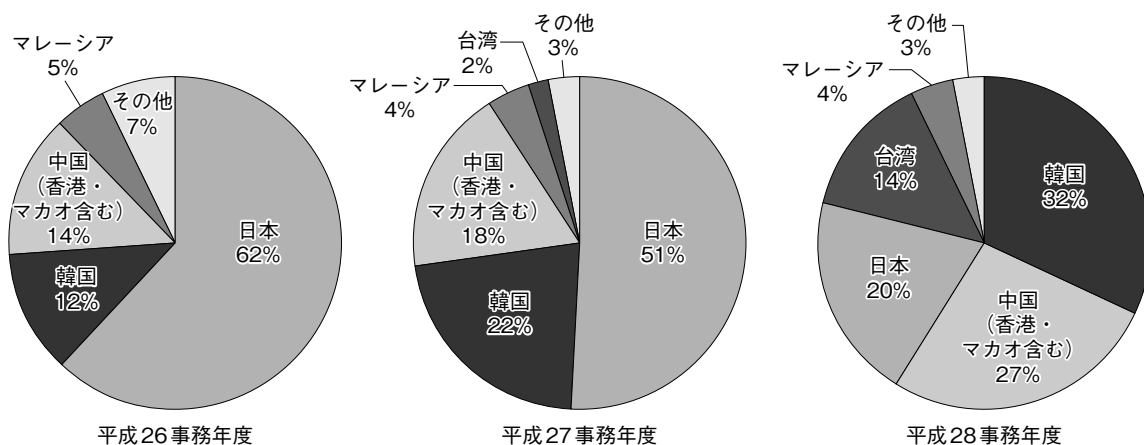


図4 犯則者の国籍別構成比



平成26事務年度から平成28事務年度にかけて韓国人・中国人・台湾人の割合が増加。日本人の割合は大幅に減少。

3 緊急対策の概要

本緊急対策の基本的な考え方は、①迅速で円滑な通関を確保しつつ、これまでにない広範で厳格な密輸取締りを行うこと、②関係省庁と緊密に連携し総合的な対策をとること、③緊急かつ抜本的な対策として早急に実施することを主眼としており、各論では大きくは3つの柱から構成される。

(1) 検査の強化

第一の柱は、検査の強化であり、旅客や貨物に対して一層厳格な取締りを行うため、これまでの取締方法の総点検を行い、水際において徹底した検査を行うものである。その際には、新たな検査

機器を導入するなど、迅速で効率的な検査も目指すこととしている。例えば、入国時の税関検査において門型金属探知機*5を利用し、迅速な通関を図りつつ、従来以上に厳格な検査を行うこととしている。更には、密輸した金を国内の金買取店で換金し、多額の現金を携帯品として無申告で国外へ持ち出す事案もあることから、関係機関等と連携して取締りを強化することとしている。

(2) 処罰の強化

第二の柱は、処罰の強化であり、摘発した金密輸事件について、組織性や反復性を踏まえて処罰を強化するものである。これは、警察・検察庁・

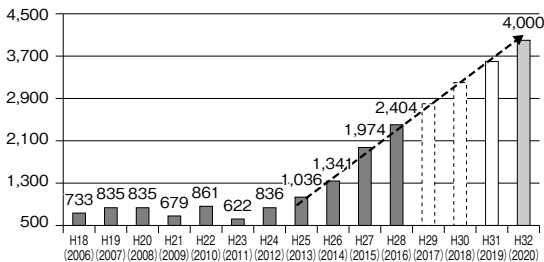
*5) 門型金属探知機は、空港においては出発時の保安検査において利用されているが、これまで入国時の税関検査においては利用されていなかった。

図5 「ストップ金密輸」緊急対策の概要

背景

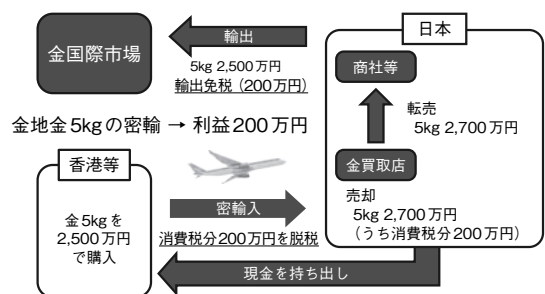
- 増加する旅客、貨物について、迅速で円滑な通関を行う必要。
- 消費税の脱税目的の金地金密輸入の摘発が急増。
811件、約2.8トン（平成28年）→ 976件、約4.5トン（平成29年1-9月）
- 金地金の密輸入を税関が摘発しているのは氷山の一角であり、相当程度の利益が犯罪組織などに流れているおそれ。

訪日外国人旅行者数（単位：万人）



(注)「日本政府観光局（JNTO）」資料に基づき作成。

金地金の密輸によって利益を得る仕組み（例）



金密輸を阻止するための緊急かつ抜本的な対策が必要

基本的な考え方

- 迅速で円滑な通関を行うとともに、これまでにない広範で厳格な密輸取締り
- 関係省庁と連携した総合的な対策
- 緊急かつ抜本的な対策として早急の実施

ストップ金密輸

第一の柱 検査の強化

- 旅客、商業貨物、国際郵便物、航空機内の検査強化
- 門型金属探知機の新規配備やX線検査装置の拡充による効率的な検査
- 監視艇の活用による洋上取引対策

第二の柱 処罰の強化

- 厳正な通告処分の実施
- 告発の増加を目指し、警察、検察、海上保安庁など関係機関との連携強化
- 東京、大阪、門司税関に特別調査チームを編成
- 罰則の強化

第三の柱 情報収集・分析の充実

- 関係者や広く国民の皆様からの情報収集（密輸ダイヤルの活用）
- 国内外の関係機関との情報共有・連携強化
- 情報分析力の強化
- 国内流通経路におけるコンプライアンスの確保

広報の充実・体制の強化

写真 門型金属探知機のイメージ

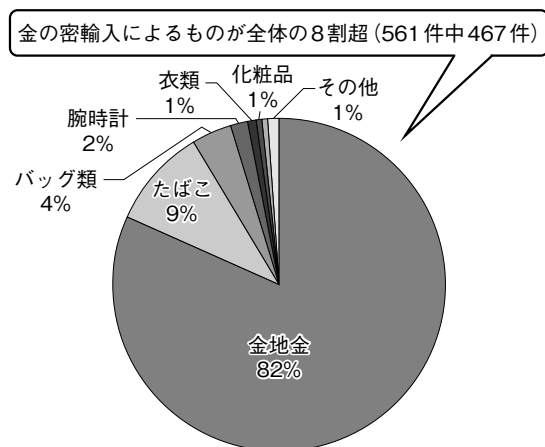


海上保安庁等との共同調査・捜査を推進し、事件の全容解明を目指した徹底的な犯則調査を行い、悪質な事件は告発することにより、懲役刑などを含む刑事罰による厳正な処分を求めていくものである。また、金密輸に対し一層の経済的不利益を与えるとともに、抑止効果を高めるために、罰金上限額を引き上げるべく検討していくこととしている。更には、密輸事案が広域化・分業化していることが見受けられることから、税関を跨いだ密輸事案の調査を専門に行う部門を新たに編成することとしている。

(3) 情報収集及び分析の充実

第三の柱は、金密輸を阻止するために、税関が

参考1 平成28事務年度における関税等脱税事件の品目別処分実績（件数ベース）



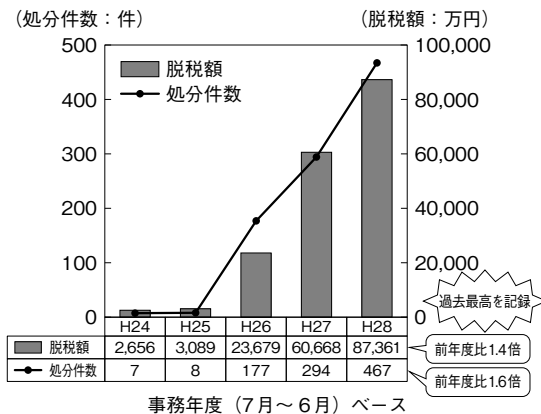
入手している情報の分析力を強化し、同時に、関係機関との更なる連携強化に取り組むこととしている。

密輸の経路が広範にわたっていることを受け、関係者等からの情報収集や国内外の関係取締機関（外国の税関当局、国税庁、警察、海上保安庁、入国管理局）との情報交換をさらに促進していくこととしている。なお、税関においては、従来から関係者や広く国民の皆様などからの密輸に関する情報収集として、密輸ダイヤル（0120-461-961（シロイ、クロイ））を活用しているところであり、皆様が密輸に関する情報に接した場合には、積極的に情報提供をお願いしたい。

また、金の密輸による消費税脱税を根絶し、さらには密輸に関連すると見られる金塊強奪事件や現金強奪事件を防止するためには、税関における水際取締りだけではなく、密輸された金が容易に国内で売却、市場に流通されることのないようにすることも極めて重要である。金買取店においては、自らが密輸された金の換金に加担する結果とならないように、買い取る際に厳格に金の出所の確認を徹底するなどのコンプライアンス確保に向けた取組みが期待される。税関としては、密輸の実態把握に向け、輸出入申告を起点とした金の流通に着目し、商社等へのヒアリング等で情報収集を行いつつ、経済産業省とも連携を図ることとしている。

なお、その他に、体制強化や広報の充実も行い、税関として、金密輸の撲滅を目指して、これらの対策に早急に取り組むこととしている。

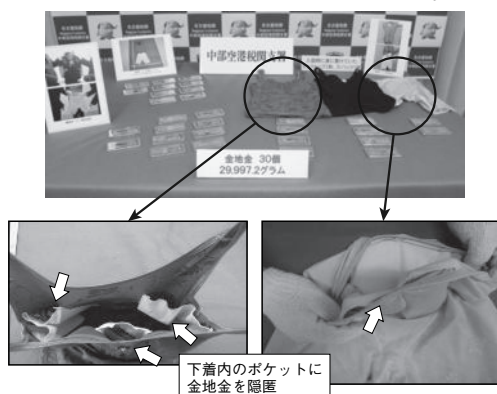
参考2 金地金密輸事件の処分件数と脱税額の推移（平成24～28事務年度）



4 摘発事例等

(1) 事例1：小遣い稼ぎ感覚の安易な犯行

平成28年12月、名古屋税関は、韓国から中部国際空港に到着した女性5名に対する入国時の税関検査において、うち3名の下着内に隠匿されていた金地金約計30kgを発見・摘発した。知人関係にある本邦在住の女性グループにより、小遣い稼ぎ感覚で行われた安易な犯行であり、常習的に行われていたとの供述がある。調査の結果、消費税約1千万円を免れようとした同人らを告発。先日、名古屋地裁において5名に対して有罪判決が言い渡されている。



(2) 事例2：洋上取引

平成29年5月、門司・長崎・東京・函館税関は、情報に基づき、関係機関と合同で関係者の動静を監視していたところ、漁船に関係者が乗船し長崎県壱岐市の港を出港後、東シナ海の公海上で船籍不明の船舶から金塊を受け取り、佐賀県唐津市の漁港に陸揚げ・密輸入しようとしたところを摘発し、関係者8名を逮捕した。摘発した金地金は、約206キロ（約9億3千万円相当）で、脱税額は7千4百万円にもおよぶ。



上記の事例以外にも、緊急対策において、いくつか事例を掲載しているので参照願いたい、司法でも厳しい判断がなされているところである。

緊急対策の処罰の強化において、税関として、関係機関と連携しつつ、悪質な事案について、告発することで厳しい刑事罰による処分を求めていくことに加え、一般の皆様に対しても、犯罪に手を染めることのないように広報も充実させていきたいと考えている。

5 最後に

これまで、本緊急対策の背景やその概要を紹介してきたが、税関では、金の密輸を阻止するために、緊急対策を確実に実施していく必要がある。4の摘発事例で示したように、税関で摘発した金の密輸事案では、組織的なものや小遣い稼ぎの感覚で行うようなものもあり、一般の方々にとって決して無関係というものではなくなっている。国民の皆様においては、金密輸の深刻な現状を改めて認識頂いた上で、税関検査の強化等の対策の必要性にご理解を頂くとともに、密輸情報の提供など、税関行政へのご協力をお願いしたい。

(注) 文中、意見に係る部分はすべて筆者の私見である。

金地金密輸防止ポスター

